6　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
資格認定の日から平成29年３月31日までとする。
8　その他
次の各号に該当する申請者の申請は、郵送に限るものとする。
①　共同企業体
②　事業協同組合
③　測量に関する調査研究のみの資格を希望する者

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事及び測量等（測量、建設工事に係るコンサルタント、地質調査及び航空測量をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
平成 26 年 10 月１日
北海道開発局長　岡部　和憲
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事区分及び業種区分
（建設工事）
建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。
①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事）
②　建築（建築一式工事、大工工事､左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事）
③　舗装（ほ装工事）
④　鋼橋上部(とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事)
⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）
⑦　機械装置（鋼構造物工事、機械器具設置工事）
⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　電気（電気工事、鋼構造物工事、電気通信工事、消防施設工事）
⑩　塗装（塗装工事）
⑪　造園（造園工事）
⑫　防水加工（防水工事）
⑬　さく井（さく井工事）
⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑮　維持（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事）
（測量等）
測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①　測量
②　土木関係コンサルタント
③　建築関係コンサルタント
④　補償関係コンサルタント
⑤　地質調査
⑥　航空測量
2　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、平成26年12月１日から平成27年１月30日（当日消印有効）まで、別記１に掲げる提出場所において申請書類の郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による申請を受け付ける。
また、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、申請者の本店所在地の区分にかかわらず、平成26年12月１日から平成27年１月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp/
また、インターネットを使用して測量等の申請をする者は、申請者の本店所在地の区分にかかわらず、平成26年12月１日から平成27年１月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp/
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成27年２月２日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した部局においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１に掲げるものとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」(以下「申請書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html
②　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成26年11月４日から平成26年12月26日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
③　インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成26年11月４日から平成26年12月26日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の提出方法
ア　郵送による提出方法
郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、申請書の正本１部、副本１部及び添付書類１部を提出すること。
（建設工事）
①　営業所一覧表
②　業態調書
③　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号。(以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）